

件名：電子計算機70台借入（単価契約）

	質 問 事 項	回 答
1	<p>電子計算機70台借入（単価契約）の調達において、入札後、世界的な半導体不足等の影響の為、製造メーカーの都合によりご提案していた機器の納期が順守できない可能性があるかと憂慮しております。その為、万一製造メーカーの都合により納期を順守できない場合でも、契約上、納入遅延とみなさないご対応をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書・契約書（案）にも記載したとおり、令和4年10月1日には使用を開始することを前提としており旧機種リース期限等の問題もあるため、基本的に納期の変更は出来ません。</p> <p>なお、質問文にもあるとおり、世界的な半導体不足等の影響により納期の変更が必要となる場合は、事前に納品見込みやその後の保守体制等を勘案し、協議を行うことは可能と考えます。</p> <p>また、契約書第26条の履行延滞の場合における損害金等についても、状況を勘案し判断することとなります。</p>